

漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等（令和2年11月16日付け2水管第1550号水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）の規定に基づき農林水産大臣が行う次の①から⑩までに掲げる処分に関する処分基準、処分内容等については、法及び許可省令の定めによるほか、以下のとおりとする。 ①～⑩ （略） 第1～第5 （略） 第6 許可等の変更、取消又は効力停止処分（法第54条第2項関係） 1 許可等の変更処分について 農林水産大臣による漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を受けた者が、法又は許可省令の規定（罰則に係るものに限る。以下「漁業関係法令」という。）に違反する行為（以下「漁業関係法令違反行為」という。）をした日から過去5年以内に、漁業関係法令違反行為に係る農林水産大臣の処分（<u>法第28条に規定する処分を除く。</u>）を少なくとも2回受けていた場合には、農林水産大臣は、期間を定め、許可の内容の変更を命ずることとする。 2 許可等の取消処分について 許可等を受けた者が漁業関係法令に違反し、かつ、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、農林水産大臣は、当該許可等の取消しを命ずることとする。 ① （略） ② 当該漁業関係法令違反行為をした日から過去5年以内に漁業関係法令違反行為に係る農林水産大臣の処分（<u>法第28条に規定する処分を除く。</u>）を少なくとも3回受けていた場合であって、かつ、当該漁業関係法令違反行為が農林水産大臣の処分を受ける行為に相当するものである場合 ③ （略） 3 許可等の効力停止処分について 許可等を受けた者が<u>法又は許可省令の規定に違反する行為</u>をした場合には、農林水産大臣は、第8の1に規定する停泊処分と併せて、当該停泊処分の期間中、当該許可等の効力の停止を命ずることとする。	漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）の規定に基づき農林水産大臣が行う次の①から⑩までに掲げる処分に関する処分基準、処分内容等については、法及び許可省令の定めによるほか、以下のとおりとする。 ①～⑩ （略） 第1～第5 （略） 第6 許可等の変更、取消又は効力停止処分（法第54条第2項関係） 1 許可等の変更処分について 農林水産大臣による漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を受けた者が、法又は許可省令の規定（罰則に係るものに限る。以下「漁業関係法令」という。）に違反する行為（以下「漁業関係法令違反行為」という。）をした日から過去5年以内に、漁業関係法令違反行為に係る農林水産大臣の処分を少なくとも2回受けていた場合には、農林水産大臣は、期間を定め、許可の内容の変更を命ずることとする。 2 許可等の取消処分について 許可等を受けた者が漁業関係法令に違反し、かつ、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、農林水産大臣は、当該許可等の取消しを命ずることとする。 ① （略） ② 当該漁業関係法令違反行為をした日から過去5年以内に漁業関係法令違反行為に係る農林水産大臣の処分を少なくとも3回受けていた場合であって、かつ、当該漁業関係法令違反行為が農林水産大臣の処分を受ける行為に相当するものである場合 ③ （略） 3 許可等の効力停止処分について 許可等を受けた者が<u>漁業関係法令違反行為</u>をした場合には、農林水産大臣は、第8の1に規定する停泊処分と併せて、当該停泊処分の期間中、当該許可等の効力の停止を命ずることとする。

第7 漁業権の取消又は行使の停止処分（法第92条第2項関係）

1 漁業権の取消処分について

法第184条の規定に基づき農林水産大臣が設定した漁業権を有する者が、漁業関係法令に違反し、かつ、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、農林水産大臣は、当該漁業権の取消しを命ずることとする。

① （略）

② 当該漁業関係法令違反行為をした日から過去5年以内に漁業関係法令違反行為に係る農林水産大臣の処分（法第28条に規定する処分を除く。）を少なくとも4回受けていた場合であって、かつ、当該漁業関係法令違反行為が農林水産大臣の処分を受ける行為に相当するものである場合

③ （略）

2 漁業権の行使の停止処分について

1に規定する当該漁業権を有する者が、漁業関係法令違反行為をした日から過去5年以内に、漁業関係法令違反行為に係る農林水産大臣の処分（法第28条に規定する処分を除く。）を少なくとも3回受けていた場合には、農林水産大臣は、期間を定め、当該漁業権の行使の停止処分を命ずることとする。

第8 停泊処分又は漁具等の使用禁止処分若しくは陸揚げ処分（法第131条第1項関係）

1 停泊処分について

漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者（以下第8において「漁業者等」という。）が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為（以下「法令等違反行為」という。）をした場合には、農林水産大臣は、次の（1）から（4）までに定めるところに従い、停泊を命ずるものとする。

（1）～（3）（略）

（4）「停泊期間」

① （略）

② 処分の日数

停泊処分の日数は、次のアに定める日数に、イ及びウに定める加算日数を加えた日数とする。ただし、漁業関係法令違反行為に対する停泊処分の日数が、200日を超えた場合には、第6の2の許可等の取消処分を行うこととする。

ア （略）

イ 累次の違反に係る加算日数

第7 漁業権の取消又は行使の停止処分（法第92条第2項関係）

1 漁業権の取消処分について

法第184条の規定に基づき農林水産大臣が設定した漁業権を有する者が、漁業関係法令に違反し、かつ、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、農林水産大臣は、当該漁業権の取消しを命ずることとする。

① （略）

② 当該漁業関係法令違反行為をした日から過去5年以内に漁業関係法令違反行為に係る農林水産大臣の処分を少なくとも4回受けていた場合であって、かつ、当該漁業関係法令違反行為が農林水産大臣の処分を受ける行為に相当するものである場合

③ （略）

2 漁業権の行使の停止処分について

1に規定する当該漁業権を有する者が、漁業関係法令違反行為をした日から過去5年以内に、漁業関係法令違反行為に係る農林水産大臣の処分を少なくとも3回受けていた場合には、農林水産大臣は、期間を定め、当該漁業権の行使の停止処分を命ずることとする。

第8 停泊処分又は漁具等の使用禁止処分若しくは陸揚げ処分（法第131条第1項関係）

1 停泊処分について

漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者（以下第8において「漁業者等」という。）が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為（以下「法令等違反行為」という。）をした場合には、農林水産大臣は、次の（1）から（4）までに定めるところに従い、停泊を命ずるものとする。

（1）～（3）（略）

（4）「停泊期間」

① （略）

② 処分の日数

停泊処分の日数は、次のアに定める日数に、イ及びウに定める加算日数を加えた日数とする。ただし、漁業関係法令違反行為に対する停泊処分の日数が、200日を超えた場合には、第5の2の許可等の取消処分を行うこととする。

ア （略）

イ 累次の違反に係る加算日数

当該法令等違反行為をした日から過去5年以内に、同種の漁業種類について法令等違反行為に係る農林水産大臣の処分（法第28条に規定する処分を除く。）を受けていた場合には、アの規定により算出される日数の2分の1に相当する日数に、当該期間における処分（次の（ア）及び（イ）に定めるものをいう。）の回数に乗じて得た日数（1日未満の端数は切り捨てる。）とする。

- （ア）同種の漁業種類について同一の漁業者等に対して行った処分（当該法令等違反行為に係る船舶（当該船舶の代船を含む。）の滅失、譲渡その他の理由により事実上処分を行うことができなかったものを含む。法第28条に規定する処分を除く。）
- （イ）経営の実態が同等と認められる漁業者等に対して行った処分（法第28条に規定する処分を除く。）

ウ 悪質な行為等に係る加算日数

当該法令等違反行為において次の（ア）から（キ）までのいずれかの行為を伴う場合、又は当該法令等違反行為をした漁業者等が次の（ク）から（シ）までのいずれかに該当する場合には、150日以内の日数とする。ただし、過去の法令等違反行為に係る農林水産大臣の処分に対して履行しなかった日数がある場合には、当該日数をさらに加算するものとする。

- （ア）～（キ）（略）
- （ク）当該法令等違反行為をした日から過去1年以内に法令等違反行為に係る農林水産大臣の処分（法第28条に規定する処分を除く。）を受けていた場合
- （ケ）当該法令等違反行為をした日から過去5年以内に罰則規定がある法令等違反行為により農林水産大臣の処分（法第28条に規定する処分を除く。）を少なくとも2回受けていた場合
- （コ）～（シ）（略）

2 （略）

第9 船長等の乗組み禁止処分（許可省令第104条第1項関係）

漁業者その他水産動植物を採捕する者が、法令等違反行為を3以上した場合、又は法令等違反行為をした日から過去5年以内に農林水産大臣の処分（法第28条に規定する処分を除く。）を少なくとも2回受けていた場合には、農林水産大臣は、当該法令等違反行為をした者が使用する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者（基地式捕鯨業又は母船式捕鯨業における砲手を含む。）に対し、次の（1）から（3）までに定めるところに従いこれらの者の当該法令違反等行為に係る漁業

当該法令等違反行為をした日から過去5年以内に、同種の漁業種類について法令等違反行為に係る農林水産大臣の処分を受けていた場合には、アの規定により算出される日数の2分の1に相当する日数に、当該期間における処分（次の（ア）及び（イ）に定めるものをいう。）の回数に乗じて得た日数（1日未満の端数は切り捨てる。）とする。

- （ア）同種の漁業種類について同一の漁業者等に対して行った処分（当該法令等違反行為に係る船舶（当該船舶の代船を含む。）の滅失、譲渡その他の理由により事実上処分を行うことができなかったものを含む。）
- （イ）経営の実態が同等と認められる漁業者等に対して行った処分

ウ 悪質な行為等に係る加算日数

当該法令等違反行為において次の（ア）から（キ）までのいずれかの行為を伴う場合、又は当該法令等違反行為をした漁業者等が次の（ク）から（シ）までのいずれかに該当する場合には、150日以内の日数とする。ただし、過去の法令等違反行為に係る農林水産大臣の処分に対して履行しなかった日数がある場合には、当該日数をさらに加算するものとする。

- （ア）～（キ）（略）
- （ク）当該法令等違反行為をした日から過去1年以内に法令等違反行為に係る農林水産大臣の処分を受けていた場合
- （ケ）当該法令等違反行為をした日から過去5年以内に罰則規定がある法令等違反行為により農林水産大臣の処分を少なくとも2回受けていた場合
- （コ）～（シ）（略）

2 （略）

第9 船長等の乗組み禁止処分（許可省令第104条第1項関係）

漁業者その他水産動植物を採捕する者が、法令等違反行為を3以上した場合、又は法令等違反行為をした日から過去5年以内に農林水産大臣の処分を少なくとも2回受けていた場合には、農林水産大臣は、当該法令等違反行為をした者が使用する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者（基地式捕鯨業又は母船式捕鯨業における砲手を含む。）に対し、次の（1）から（3）までに定めるところに従いこれらの者の当該法令違反等行為に係る漁業又は水産資源の採捕に係る船舶への

又は水産資源の採捕に係る船舶への乗組みを制限し、又は禁止するものとする。 (1)～(3) (略)	乗組みを制限し、又は禁止するものとする。 (1)～(3) (略)
第10・第11 (略)	第10・第11 (略)

- 附 則
(施行期日)
- 1 この処分基準は、令和7年4月1日から施行する。
(処分の適用に関する経過措置)
- 2 この処分基準の施行の日前にした漁業関係法令違反行為又は法令等違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例による。